

# 富士スピードウェイ走行会参加申込書

私は、本大会の規則に従い下記の通り参加を申し込みます。

申込日 年 月 日

## 参加申込者

氏名 住所（〒 ）

生年月日 年齢 携帯番号

緊急連絡先 富士スピードウェイ係

## 参加クラスと車両申請

参加クラス

車種名

チーム名

## 参加誓約書と同意書ならびに参加者署名欄

大会主催者 御中

私達は、本大会の規則、富士スピードウェイ走行規定、WEBのフリージング映像を確認し諸注意事項の全てに従い、誓約ならびに同意を交わします。また競技参加にあたり関連して起こった死亡、負傷、その他の事故で私達参加者および運転者、ピットクルーおよび車両等の受けた損害について、決して主催者やコース所有者（富士スピードウェイ株式会社）および大会役員、係員、雇用者（コース所有者を含む）ならびに他の競技者（参加者、運転者、ピットクルー等）などに対して非難したり責任を追求したり、また損害を要求したりしない事を誓約します。なお、このことは事故が主催者または大会関係役員の手違いなどに起因した場合であっても変わりありません。また、運転者は走行会参加にあたりしるべき適格者であり、参加車両についてもコースまたはスピードに対して的確であり、かつサーキット走行が可能である事を誓います。本大会に参加するエントリー、参加者、チーム名の氏名や参加車両の写真、レース結果等の報道、放送、WEB上の公開などの記載に対する権限を主催者が持つことを承諾致します。なお、私達の過失により富士スピードウェイ株式会社の所有にかかる設備機材、車両等に損害を与えた時は、その損害について弁償いたします。

参加者署名 署名年月日

参加者が18歳未満の場合は、保護者の「署名、捺印、署名日、同意意志」が記入されている同意書の提出が必要です。

## 《注意事項》

- 遅刻の際はお電話ください。0550-78-0128
- フリージングは必ず参加し、事前にWEBのフリージング映像も確認しておいてください。
- パドック内での暖機走行はご遠慮下さい。
- 同乗走行は出来ません。
- コース内で事故を起した際は如何なる理由があろうと、その相手に車両の修理費を請求したり、責任を追及することは出来ません。全ての事故は五分五分、即ち「自分のものは自分で！」。公道走行とは考え方が全く違うことをご理解下さい。

## 平日開催の大会に含まれている走行会補償制度のご案内

### 《見舞金支給規定》

#### ①死亡見舞金

対象となる事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合。

死亡見舞金：1,000 万円（法定相続人への支払）

#### ②後遺障害見舞金

対象となる事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合。

後遺障害見舞金：1,000 万円を限度とする。

#### ③入院見舞金

対象となる事故によるケガの治療のため、病院または診療所に入院し、平常の生活または仕事ができない場合。

入院見舞金：1 日につき 6,000 円（180 日を限度とする）※通院・リハビリは対象外となります。

### 《施設の破損について》

コース内のガードレール、タイヤバリヤ、タイヤバリヤゴムベルトなどを破損させた場合の補修費。但しアスファルト（路面）の補修費は除く。免責金額 10 万円。但し故意または重大な過失がある場合はこの限りではない。

## 休日開催する大会で加入できる任意保険「FISCO 1日会員」のご案内(2024/4/1現在)

富士スピードウェイのコース施設（レーシングコース・ショートサーキット・ジムカーナコース・ドリフトコース）を安心して走る為の会員システムが FISCO 1日会員です。走行会、イベント等に安心して楽しみたい方にお勧めいたします。

FISCO 1日会員の特典として以下の特典が受けられます。

対 象：走行会参加者

会員会費：1名につき 1日 1000円（FISCO ライセンス会員の方は必要ありません）

走行会主催名、住所氏名の入った加入者名簿提出が必要です。

FISCO ライセンス会員の方は別途名簿提出が必要です。

会員の特典

### 《見舞金支給規定》

会員が、富士スピードウェイ施設内（レーシングコース・ショートサーキット・ジムカーナコース・ドリフトコース）で走行中（レース競技中、スポーツ走行中及び走行会等）に起きた事故によって身体に被った下記障害に対して見舞金が支払われます。

#### ①死亡見舞金

会員が対象となる事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合。

死亡見舞金：1,000 万円（法定相続人への支払）

#### ②後遺障害見舞金

会員が対象となる事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合。

後遺障害見舞金：1,000 万円を限度とする。

#### ③入院見舞金

会員が対象となる事故によるケガの治療のため、病院または診療所に入院し、平常の生活または仕事ができない場合。

入院見舞金：1 日につき 6,000 円（180 日を限度とする）※通院・リハビリは対象外となります。

### 《免責事項》

会員に、故意または重大な過失がある場合はこの限りではない。

### 《問い合わせ先》

富士スピードウェイ株式会社

〒410-1307 静岡県駿東郡小山町中日向 694

営業課 0550-78-1235